

# 令和5年度 受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都がお子さまの進学を支援します！

令和5年度(令和5年4月から)中学3年生・高校3年生等に進学のための学習塾等受講料・受験料の貸付を行います。(無利子)

○**学習塾等受講料 20万円**まで(中3・高3等共通)

●**受験料**・全日制、通信制、定時制等 **27,400円**まで  
・大学、短大、専門学校等 **80,000円**まで

高校・大学等に入学した場合、進学後に手続きをすることで  
貸付金の返済が免除されます。

※進学されなかった場合、償還免除申立により、返済が免除される場合があります。

## ～事業のご利用について～

ご相談・詳しい説明をご希望のかたは、まずはお電話でご連絡  
ください。 (予約制) ☎042(566)0061

**相談締切日：令和6年1月31日(水)16時まで**

**※締切日を過ぎますと受付、ご利用はできませんのでご注意ください。**

◇武蔵村山市社会福祉協議会では、本事業の申請・貸付・償還等について  
の業務を行います。貸付の審査・決定等は東京都社会福祉協議会が  
行います。また、本事業を利用するには世帯の収入等いくつかの要件  
があり、場合により貸付対象外となることもあります。※詳細は裏面

## お問い合わせ・ご予約はこちら

社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会

受験生チャレンジ支援担当窓口 ☎042(566)0061

武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2階

◆窓口開設時間(面談は予約優先となります) 受付は終了時間1時間前まで  
月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで

※令和5年10月から令和6年2月までの第1・第3木曜日は午後7時まで



# 受験生チャレンジ支援貸付事業・申込対象要件

中3・高3（それぞれ準じるかた含む）対象要件は以下のとおりです。

## 次のすべてに該当するかた

- 1 世帯の生計中心者（18歳以上）であること ※生計中心者が窓口に来所できること
- 2 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額を合算した金額が一定の基準以下であること  
※収入要件は最新の課税証明書で確認

下記の表に基づき総収入又は合計所得金額が基準額以下であれば対象

	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
総収入	一般世帯		4,410,000円	5,049,000円	5,737,000円	6,522,000円
	ひとり親世帯	4,057,000円	4,966,000円	5,772,000円	6,396,000円	7,228,000円
金額合計所得	一般世帯		3,087,000円	3,599,000円	4,149,000円	4,776,000円
	ひとり親世帯	2,805,000円	3,532,000円	4,175,000円	4,674,000円	5,405,000円

※世帯人数とは、父母等養育者と要支援者（貸付の利用対象の子供）に加え、令和5年4月1日時点18歳未満（借入申込書提出時に就労中・無職の場合は除く。ただし、未就学児は除かない）の子供と18歳以上の就学中（翌年度就学予定の浪人生を含む）の子供の人数を指します。

※賃貸物件に居住の場合は、年額84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります。（賃貸借契約書原本の提示が必要）

※営業所得など、給与、年金収入以外の所得がある場合は、家賃減額はできません。

- 3 世帯員全員の預貯金等資産の合計保有額が600万円以下であること ※通帳等で確認
- 4 世帯員が土地・建物を所有していないこと（ただし、現在居住している場所は除く）  
※令和5年1月以降に収入を得るための不動産を所持した場合は、対象外
- 5 生計中心者、要支援者は都内に引き続き1年以上在住（住民登録・住民票地に居住）していること ※送金完了まで都内に引き続き居住していること（都外転居の場合、貸付不可）
- 6 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと
- 8 世帯員に債務の滞納がないこと（他の公的資金、税金等を含む）
- 9 その他、要件を確認するため、必要書類を提出していただく場合あり



## ～ご利用の流れ～

- 1 初回相談（事前に予約のうえ来所または電話で）

事業の対象であるか確認、申請書類・必要書類等の説明

※収入確認のため最新の課税証明書が必要

- 2 申請書類等を提出（市社会福祉協議会）

※来所または郵送

- 3 貸付審査および決定（東京都社会福祉協議会）

審査のうえ貸付決定後、東京都社会福祉協議会より貸付決定通知書と借用書を送付

- 4 借用書等の準備（借用書・印鑑登録証明書）

- 5 借用書等を提出（市社会福祉協議会）

※来所または郵送

- 6 貸付金の送金（東京都社会福祉協議会）

東京都社会福祉協議会より借受人口座に送金

- 7 領収書等を提出（市社会福祉協議会）

資金の使途が確認できる書類（領収書等）

- 8 償還免除の手続き（市社会福祉協議会）

入学後、免除申請書と学生証の写しを提出

◆申請から貸付金送金までは  
約1ヵ月～2ヵ月かかります